

平成 1 9 年 6 月 5 日

平成 1 9 年第 2 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成19年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成19年6月5日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部副理事兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上下水道部長 末 原 光 喜
会計管理者副理事 兼 会 計 課 長 湊 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教育部副理事兼 生涯学習課長 岡 本 茂	教育部副理事 兼 青 文 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事 兼淡輪公民館長	谷口桂三	総務部危機管理課長	亀崎義夫
総務部 行財政改革課長	四至本直秀	企画部企画人事課長	保井太郎
住民部保険年金課長	古橋重和	事業部第二阪和等 プロジェクト推進課長	西啓介
教育部学校教育課長	唐門通		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博
議会事務局主幹 竹 下 雅 樹
兼 議会係長

議事日程

- | | | |
|------|-----------|---|
| 日程 1 | 議案第 4 9 号 | 専決処分の承認を求める件
(平成 1 9 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 次)) |
| 日程 2 | 議案第 5 0 号 | 平成 1 9 年度岬町一般会計補正予算(第 1 次)の件 |
| 日程 3 | 議案第 5 1 号 | 平成 1 9 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 次)の件 |
| 日程 4 | 議案第 5 2 号 | 平成 1 9 年度岬町老人保健特別会計補正予算(第 1 次)の件 |
| 日程 5 | 議案第 5 3 号 | 平成 1 9 年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第 1 次)の件 |
| 日程 6 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約中変更の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その 2)) |
| 日程 7 | 議案第 5 5 号 | 岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件 |
| 日程 8 | 議案第 5 6 号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程 9 | 議案第 5 7 号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件 |
| 日程10 | 議案第 5 8 号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程11 | 議案第 5 9 号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程12 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件 |
| 日程13 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件 |
| 日程14 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件 |

- 日程15 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件
- 日程16 報告第 1 号 平成 1 8 年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程17 報告第 2 号 平成 1 8 年度岬町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程18 報告第 3 号 平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程19 報告第 4 号 平成 1 8 年度岬町水道事業会計建設改良費繰越計算書報告の件

(午前10時00分 開議)

○辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

(「議長」の声あり)

○辻下正純議長 田代議員。

○田代 堯議員 緊急質問をしたいと思います。

本定例会の審議に入る前に、急を要する問題として、議長の方に緊急質問の提案をしたいと思います。内容は、岬町都市公園条例の一部を改正する条例案に係る担当者説明の事実を求める件を緊急質問したいので、同意を求めたいと思います。

○辻下正純議長 ただいま田代 堯君から、緊急質問の同意を求められました。

お諮りします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

なお、全員協議会を開催しますので、第二委員会室にご参集ください。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岬町都市公園条例の一部を改正する条例案に係る担当者説明の事実を求める件、緊急質問をしたいとして同意を求められました。

よって、田代 堯君の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。

田代 堯君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第20として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

- 辻下正純議長 起立少数であります。よって、田代 堯君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程 20 として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは否決されました。

-
- 辻下正純議長 それでは、日程 1、議案第 49 号「専決処分の承認を求める件（平成 19 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

- 竹本企画部長 日程 1、議案第 49 号、専決処分の承認を求める件（平成 19 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 次））につきまして、ご説明いたします。

平成 18 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算（見込）におきまして、生じた歳入不足額を平成 19 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を作成し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 31 日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の 1 ページをご参照願います。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 412 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,604 万 5,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2 ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、4 ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては諸収入として貸付元利収入に、歳出におきましては前年度繰上充用金に、それぞれ 412 万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

- 和田勝弘議員 この住宅新築資金等のこの事業ですが、あと何年かかるかということと、現在の残高について、ちょっとお尋ねいたします。

○辻下正純議長 竹本部長。

○竹本企画部長 和田議員のご質問にお答えします。

償還期間は、貸し付けのスタートは昭和５５年から６２年でございまして、償還の完了は平成２５年になる予定でございます。

それと、残高につきましては、平成１９年５月末現在で、住宅で１，８４２万円、宅地で１，５１２万円、合計の３，３５０万円です。

以上でございます。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第４９号「専決処分の承認を求める件（平成１９年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第４９号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○辻下正純議長 日程２、議案第５０号「平成１９年度岬町一般会計補正予算（第１次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程２、議案第５０号、平成１９年度岬町一般会計補正予算（第１次）の件につきまして、概要を説明いたします。

今日の厳しい経済情勢を受け、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、平成１９年度におきましても、歳入面では国の三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金等の見直し、歳出面におきましても、公債費や扶助費など、義務的経費の増加等により、多額の財源不足が予想されることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたし

ております。

議案書の１ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９２１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億９，９２１万８，０００円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

２ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては５ページから６ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

分担金及び負担金につきましては、ため池施設改良事業分担金といたしまして、２５万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、幼児教育支援センター事業委託金といたしまして、５０８万８，０００円を計上いたしております。

府支出金につきましては、おおさか元気広場推進事業費補助金といたしまして、７４万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算に係る必要な財源を賄うべく、財政調整基金繰入金といたしまして２７１万２，０００円を計上いたしております。

諸収入につきましては、消防団員退職報償金といたしまして、４２万８，０００円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

３ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、７ページから８ページに記載されておりますので、あわせて参照願います。

農林水産業費につきましては、只山新池防災事業といたしまして、設計委託料５０万円、本体工事に係る補助金１５０万円、合わせて２００万円を計上いたしております。消防費につきましては、消防団員退職報償制度に係る経費といたしまして、退職報償金４４万９，０００円、退職報償金掛金２６万６，０００円、合わせまして７１万５，０００円を計上いたしております。

教育費につきましては、６５０万３，０００円を計上いたしております。内容といたしましては、幼児教育支援センター事業５０８万８，０００円、放課後子どもプランに基づく、おおさか元気広場推進事業１１１万円、中学校養護学校経費３０万５，０００円でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教委員会及び事業委員会への付託の予定と伺っております。よろしくご審

議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

田代議員。

○田代 堯議員 確認の意味で質疑をいたします。

平成19年3月の定例会において、某議員の質問に対して、理事者にその確認をするものでありますけども、この諸収入の中で、これは粛々とやっておられると思うんですけども、この会議録を見ますと、前町長の退職金返還の問題なんですけども、非常に名誉ある方が、このようなことになって気の毒だなというふうに思うんですけども。しかし、退職金の返還ということについては、地方自治法、また条例上どのようになっているかどうか、理事者の方がよくわかりだと思うんですけども。平成19年3月によりますと、18年度から町長の方に、当時の議員さんが質問をなさっているんですが、この質問の内容を見ますと、特に、竹本企画部長が、元町長の返還の件については、弁護士とも再三にわたって相談をしておるということを述べられており、さらに分納の誓約書も提出していただいております。

今後、再建の保全という問題があって、土地及び家屋に対する担保権を設定すると、このような答弁をなさっておられます。それで、完了次第、近い議会において補正予算を計上させていただくということになっておるんですが、きょうのこの項目には、雑収入、諸収入になろうかと思うんですが、この件について明記されておられません。

そこで、確認をしたいんですが、返還金の請求額は、一体どのくらい請求してあるのか。さらに、その計算基礎、そして請求の年月日、今言ったようないろんなもろもろ申し上げた当事者とのやりとりについての年月日、さらに、相手方との交渉経過、それから、履行を求めるための請求額の、先ほど保全ということをおっしゃってますが、保全の対策はどうなっているのか。

それと、こういう問題は必ず時効という問題が出てきますので、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○辻下正純議長 保井課長。

○保井企画部企画人事課長 お答え申し上げます。

前町長に関する退職金の返還につきましては、本年１９年２月に分納誓約書の提出がございまして、３月には公正証書、また、４月には抵当権設定等の事務をして、終了しているところでございます。

なお、交渉につきましては、過去１８年から４回、自宅等を訪れまして、内容について聴取をしてきたところでございます。歳入につきましては、雑入として歳入する予定でございます。

以上でございます。

- 田代 堯議員 金額。
- 保井企画部企画人事課長 金額につきましては、交渉の中でいろいろとございましたが、年金生活者ということもございましたので、毎月５万円で６０回、最終回におきまして解決するような形のものになっております。
- 田代 堯議員 総額は幾らになる。
- 保井企画部企画人事課長 総額につきましては、３期と４期でございますので、１，６６３万２，０００円と１，６６３万２，０００円の２期分でございます。今、ちょっと手元に資料がございませんので、また正確には申し上げたいと思います。
- 辻下正純議長 田代議員。
- 田代 堯議員 おそらく前回のこれを質問された議員さんも、非常につらい思で質問されたと思うんです。あれだけの功績のある方ですから、非常にこういったことを本会議で質問することとは、並ならぬ心情の中でやるわけですから、もう少し、理事者は答弁に対して、こちらが再度答弁しなくてもいいような説明をしてもらえるかなと私は思っておったんですが、余りにも簡単過ぎて、再度質問せないかんということになっておるわけですけども。

年金生活者やからどうのということじゃなしに、私がお聞きしているのは、どれだけの返還金を求めて、つまりだれがどのような経過の中で、前町長との交渉をしたのかということも、今聞くと、どうも担当者が行ってるようですけど。なぜ、２年もたって、町長みずからが行かれたか知りませんよ。また、副町長もおるわけですから、その辺が礼を尽くして事の事情を申し上げて、やはり公正・公平ということからいきますと、ですから、町長も多分行かれたかのように思うんですけども、そういったことについて、この２年間、議会の方に、今みたいな報告がなされたのかどうか。

例えば、１８年３月の定例会に置かれたときのこの議員の質問によると、当時の議長が、必ず経過ができた報告を議長の方へするようにということも申し添えられておるわけですけども、議会の方に報告があったかどうかわかりませんけども、それだったら、そのような説明をしてい

ただきたい。

それから、交渉経過というのは、4回ほどということなんですが、これは担当者が行かれたのか、それともトップが行かれて、この経過ができたのか。

それと、時効の問題、今ちょっと答弁あったかどうか知りませんが、時効はいつまでなのか、その辺をきちっとしていただいて、やはりこういうことについては、肅々と早く解決をしておくべきだと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○辻下正純議長 平副町長。

○平副町長 田代議員の質問にお答えいたします。

この退職金の返還につきまして、私も前町長さんを二度お伺いしております。交渉が長引いたというのは、私どもも無知なところがございまして、年金額が、執行猶予がつけば年金額が半額しか支給されないとか、そういうことも改めて知ったような次第でございます。

また、額の保全というところから、連帯保証人ということの、まず交渉もいたしまして、しかし、それも最初からいろいろ交代もありまして、一応、当方といたしましては、最初は息子さんとか、そういう相続権者の保証人という要望もいたしましたけれども、やはりそういう息子等には、家族等には迷惑かけたくないというような強いそういう意思もございまして、最終的に、土地、家屋の不動産の抵当権設定と。そしてまた、公正証書を作成するということで話が落ちつきまして、返還額につきましても、猶予が切れる間は5万円の返還と。執行猶予が切れれば、また再度、その金額を増額の交渉するというようなことで、契約を結んだというようなことでございます。

補正予算につきましては、これは、今、一応、諸収入、雑入へ入れていっておりますが、適当な時期に、これをもって、この財源で何をするということはございませんので、そういう適切な時期に補正に計上したいと思います。

また、これのそういう双方の協定を結んでおりますから、この時効というものはないと、このように判断しております。

以上でございます。

○辻下正純議長 田代議員。

○田代 堯議員 今、副町長が答弁されて、ある程度、理事者の方のそういう交渉というんですか、理解はできますけども。議会は都度、定例会はあるわけですからね、過去のそういう議会の議員というのは、議会とそういう確約ごとをやるわけですから、やはりこのことについては、議長の方に随時結果報告なりをしていただくとかして、結果的には、住民の皆さんに、こういうふうに

公正にやっていますよということをはっきりと、やっぱり公表すべきやと。私は、何も住民に公表するというんと違いますよ。堂々とそれは言える状況というのをつくっておかないかと。

じゃあ、そこでちょっとお聞きしますけども、保証人等については、本人さんが他に迷惑をかけたくないという気持ちは、私も重々わかります。じゃあ、家屋を担保とっているから、もし払えなかったから、その方をほうり出して、その家をとれるかと。そんなもんじゃないと思うんですね。その辺も含めて、やはり少なからず、わずかずつでも、月に5万という数字が出ておりますけど、私は数字の問題は言っていないわけです。月々云々というのは、それは理事者の方で検討してもらったらいいいんですけどもね。やっぱり本来は、当然、これは返還すべき問題であるということであるんで、もっと、きょうの、こういう約束事を議員と本会議でやっとするわけですから、だったら、やはりこの定例会で、きちっとやっぱり報告を事前にするとか、そういう場合は、全協でも何ぼでもあるわけですから、そういうことを申して、今後ですね、これが、例えば時効という発生はないということになっておりますけども、時効にならない、やはりそういった法的な手段という、そういう方法というのをきちっとしていただいて、今後、この問題を整理をしておいただきたいと、このことを強く申し上げたい。そのことについて、どうですか。

○辻下正純議長 平副町長。

○平副町長 お答えいたします。

そういう時効が成立しないために、公正証書を作成したということでございます。この問題につきましても、前議長の和田議長には、随時そういう経過、そういう報告はしてきたつもりでございます。

以上でございます。

○田代 堯議員 今回の議長にやってあるんか。

○平副町長 これは以前の話ですから、今回の議長、5月ですから、それ以前の議長にはこういう話はしているつもりでございます。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

-
- 辻下正純議長 日程3、議案第51号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

- 竹本企画部長 日程3、議案第51号、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

補正予算の内容といたしましては、2名の方から貸付金の繰上償還がございました。それに伴います地方債の繰上償還を行うものでございます。

歳入につきましては、諸収入といたしまして貸付元利収入を、歳出につきましては、公債費といたしまして地方債元利償還金にそれぞれ397万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成１９年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２次）の件」については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程４、議案第５２号「平成１９年度岬町老人保健特別会計補正予算（第１次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程４、議案第５２号、平成１９年度岬町老人保健特別会計補正予算（第１次）について、ご説明申し上げます。

この老人保健特別会計では、医療費の確定に伴い、その財源となった国庫支出金や支払基金交付金など、毎年精算する制度となっております。今回の補正予算は、平成１８年度老人保健特別会計決算見込みにおいて黒字が見込まれ、医療費に係る財源となった支払基金交付金等を精算し、還付を行う必要が生じたことに伴う補正予算でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ１，９０５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３億１，１５２万４，０００円とするものであります。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の２ページを、詳細につきましては４ページをあわせてご参照願います。

国庫支出金、国庫負担金として５２７万４，０００円を増額補正するものであります。これは、前年度精算分として交付が予定される国庫負担金であります。

次に、繰越金として１，３７８万４，０００円を増額補正するものであります。これは、前年度の黒字見込額を繰越金として計上するものであります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

予算書の２ページを、詳細につきましては４ページをあわせてご参照願います。

諸支出金、償還金において、１，９０５万８，０００円を増額補正するものであります。これは前年度精算に伴う償還金でありまして、その内訳といたしまして、支払基金交付金返還金１，２４８万６，０００円、府負担金返還金６４７万９，０００円、審査支払手数料交付金返還金９万３，０００円となっております。

以上が、平成１９年度岬町老人保健特別会計補正予算（第１次）の主な内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成１９年度岬町老人保健特別会計補正予算（第１次）の件」については、会議規則第３９条第１項の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程５、議案第５３号「平成１９年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第１次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程５、議案第５３号、平成１９年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第１次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

平成１９年度岬町下水道事業特別会計におきまして、国の通達に基づき、公共下水道事業の事業再評価を実施するため、今回、追加計上するものでございます。

予算書の１ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，３３３万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億４，２１５万７，０００円とするものでございます。

２ページをご参照願います。

第１表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の補正について、説明させていただきます。なお、詳細につきましては３ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、基金繰入金といたしまして、１，３３３万５，０００円を計上するものでございます。これにつきましては、公共下水道事業の事業再評価に係る業務委託料に充当するものでございます。

次に、歳出といたしましては、事業費、下水道事業費１，３３３万５，０００円を計上するものでございます。これにつきましては、公共下水道事業の事業再評価に伴う業務委託費に係るものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業常任委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成１９年度岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第１次）の件」については、会議規則第３９条第１項の規定により、事業常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業常任委員会に付託することに決しました。

-
- 辻下正純議長 日程 6、議案第 5 4 号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その 2））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

- 中口総務部長 日程 6、議案第 5 4 号、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その 2））について説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中ですが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成 1 8 年 9 月 2 2 日、議決に係る多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その 2）の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前でございますが、1 億 2 , 5 4 7 万 5 , 0 0 0 円、うち消費税及び地方消費税 5 9 7 万 5 , 0 0 0 円を、変更後 1 億 3 , 6 1 8 万 1 , 8 5 0 円、うち消費税及び地方消費税 6 4 8 万 4 , 8 5 0 円に変更するもので、差額といたしましては 1 , 0 7 0 万 6 , 8 5 0 円でございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪 4 6 5 5 番地、株式会社森組、代表取締役 森 久男でございます。

工事場所につきましては、別紙、お手元に配付しております資料 1 の図面をご参照ください。場所といたしまして、中央部分の太い黒い線及び点線の部分でございます。主な変更内容といたしましては、防災面の観点から、本工事箇所と近接する事業者誘致エリアののり面排水施設の変更、追加を行うものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

- 田代 堯議員 この議案に反対するものではないんですけども。ちょっと、今、総務部長の方で

説明があったんですけど、もう少し合点いかんのですけども、追加が1億2,500万に対して、約1割弱かな、1,100万ほどの追加になってるんやけども、初めから、これはのり面やわな。のり面のとこの、当然、側溝をやったりすると、のり面等の問題も出てくると思う。この辺の当時の計画ちゅうんですかな、そういったとこ、もう少し具体的に、本会議で申しわけないんですけども、もう少し説明をしていただきたいと、このように思います。

○辻下正純議長 松永部長。

○松永事業部長 田代議員のご質問にお答え申し上げます。

本工事は、大阪府との工事協定に基づいて実施しているものでございまして、当初協定では、大きな側溝を整備すると。外周とか、真ん中の水路とか、そういう大きな水路だけ整備するという協定を結びまして、大阪府から予算がおりてきたものでございます。

その後、当然、今、田代議員おっしゃったように、のり面があれば、そののりすそには側溝は要るやろうというお話でございまして。それも必要でございましたんですが、当初の予算では、それを施工するまでの予算ございせんでした。ところが、入札をどんどん進めるうちに、落札差金が出てまいりまして、その後、大阪府との協議の中で、施工するだけの予算が出てきたものでございますから、協定を見直しまして、のり面すその側溝についても、今回施工することとして、変更契約をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 田代議員。

○田代 堯議員 今の内容でよくわかる。最初に、やっぱり落札減による分で、こういった当時入っていないものを、のり面、こういったふうに追加でやるんだということにしないと、1億何ば、そしてまた追加があって、毎回これは出るわけなんですけども、それはその事情があって追加していることはよく私も理解できるんですけども、もう少し前みたいな説明を冒頭にさせていただいておったら質問しなかったんです。本会議であるから時間の制約もあるんで、そういう説明になったかと思うんですけども、部長の方ではね。だから、その辺は、今後、気をつけて、こういう大きな追加については十分説明をしていただきたいことをつけ加えておきます。わかりました。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今、追加の理由についてはご説明いただいたところでありますけれども、今後ですね、土砂採取跡地については工事が進んでいくということであろうかと思いますが、今後今回のような変更ということが起こるのかどうか。起こり得るということについては、可能性で

すので何とも言えないと思いますけれども。

私、今回、この変更を見せていただいたときに、この資料については、本日、いただいたものですので、変更理由について、前から出ておりました工事のその３とその４についてですね、掘ってみて、予想していた岩盤と違ったという、その理由と同じ理由で、また変更になったのかなと思っておりましたので、理由が違いましたので、きょう、ご説明いただいて、そういうこともあるんだなということを感じておるわけなんですけれども、今後、またそういうことが起こり得るのどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○辻下正純議長 松永事業部長。

○松永事業部長 お答えします。

工事は、基本的に変更なしで、当初設計どおりに実施するというのが本来でございます。しかしながら、現場の状況とか、それから、今回の場合ですと、大阪府からの受託事業であるというのと、それと、岬町といたしましては、あの地域をできるだけ早く整備をしたいという、こういう思いがございまして、今回、大阪府からの交付されております金額につきましては、落札差金がかかなり発生しておりますので、できるだけ早く整備をするということと、それから、今回の場合は、特に合帳場ということがございまして、近接しておりますので、工事しておるとこと近接した箇所でありますので、同時に施工する方が安価に上がるということもございましたので、同時に変更契約をさせていただいた。

今後もそういうふうなことが起これば、できれば、できるだけ早く整備するという観点からも、整備を行っていききたいというふうには考えております。

ただ、本来の主旨であれば、一般的な工事の発注の形態からいきますと、当初設計どおりに仕上げるというのが本来ではあるというふうには考えます。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 先ほどの田代議員の質問に対する答弁を聞いておりますと、こののり面のすその工事については予測できたのかなという、必要であるということは、計画段階で承知の上であったのかなという印象だったんですけれども、大阪府との協議の中で、大きな側溝のみの工事だというふうに説明されておりましたけれども、そのあたりは、大阪府との協議の中でも、地元として、もともとこういうことは予測できておられたのかどうか、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○辻下正純議長 松永事業部長。

○松永事業部長 お答えします。

土砂採取地の整備は6年をかけて実施するということで、大阪府と基本的な合意というか、文書はございません。6年間で実施しようということでお話にはなっております。その中で、18年度事業については何億円、19年度事業については何億円という予算の配分、大阪府の配分の中で、事業のできる範囲をこれとこれをやろうということで、取捨選択しながら、優先課題の部分から工事を進めておるということでございます。

昨年度の工事の金額の中では、予定していた部分が落札差金で余ってきたので、事後に実施すべきところであったが、実施できるようになったので前倒しして行ったと、こういうことでございます。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 3回目ですので。この件については、委員会の付託がありませんので、この本会議の場でいろいろとお聞かせいただいているところでありますけれども、入札についても、いろいろと努力をされて、落札率も低く抑えておられるという印象を受けておりますので、その努力の成果というべきかどうかわかりませんが、それでお金が発生してきたと。今、ご答弁いただいた中で、事後実施する予定だったということでしたけれども、その前の答弁では、同じ箇所ですので、一遍にやってしまった方がええというような話をされてたかなと思います。そういうことであれば、事後実施ということ自体を最初から同じ場所なので、見直していくということも必要だったのではないかなと。その方が安価に上がるということであれば、大阪府の言い分もいろいろありそうですが、そういうふうにした方が税金をなるべく安く抑えていくことができるということであったのではないかなという感想を持っております。

この件については、水路の整備ですんで、水害とか、そういうことにつながりかねないことで、山を1つ切り開いているわけですから、そういう意味で、住民生活の安全を確保することによって必要な工事だというふうに受けとめておりますけれども、今後は、厳正な運用をされるようにということを申し述べておきたいと思います。

以上です。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第５４号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その２）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５４号は可決されました。

○辻下正純議長 日程７、議案第５５号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程７、議案第５５号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件について、ご説明いたします。

岬町海釣り公園指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては、岬町海釣り公園。所在地は、大阪府泉南郡岬町多奈川小島４５５番地の１他。指定管理者は、住所、大阪府泉南郡岬町多奈川小島５９７番地。名称、岬町小島海釣り公園管理運営協議会、代表者 山原 學でございます。指定の期間につきましては、平成１９年１０月１日から平成２５年３月３１日まででございます。提案理由といたしましては、岬町海釣り公園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

海釣り公園の管理運営につきましては、民間事業者の有するノウハウを広く活用するため、岬町海釣り公園条例第３条の規定により、法人、その他の団体であって、町長が指定する者に管理を行わせることができることといたしております。

岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第２条の規定に基づき、指定管理者になることを希望する者を一般公募し、応募者から提出されました申請書、書類等につきまして、岬町海釣り公園指定管理者候補者選定委員会において審査を行い、その審査結果を踏まえまして、今回、この議案書に記載するものを指定管理者とすることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上が、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件の概要でございます。

本件につきましては事業委員会に付託される予定であると聞き及んでおります。よろしくご審

議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業常任委員会に付託することに決しました。

-
- 辻下正純議長 日程8、議案第56号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

- 竹本企画部長 日程8、議案第56号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、国家公務員退職手当法の一部改正の内容に準じ、本町職員の退職手当に関する条例に所要の改正を行うものであります。

本条例を改正する主な原因は、雇用保険法、これは旧の失業保険でございますけども、の改正に伴うものでございます。地方公務員は身分が保障されていることから、本来は雇用保険法の適用外ですが、ごくまれに職員が短い勤続期間で退職し、その後に失業している場合、退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合には、その差額分を特別の退職手当として、失業を認定する公共職業安定所等を通じて、支給できることになっております。これは失業者の退職手当という見出しで条例に規定しております。

この失業者の退職手当は、定年退職や勸奨退職など、一般的な退職においては生じませんので、今までに、この失業者の退職手当を適用した事例はございませんが、雇用保険法が改正されたので、今回の改正は、これに対応するために条例の改正をするものでございます。

今回の改正の概要について説明いたします。

雇用保険法の受給資格要件の改正に伴うもので、従前では、雇用保険の受給要件が6月以上の勤務期間になっていましたが、12月以上に改正になりましたので、本条例も12月以上に改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

左の欄の新しい規定の第10条にある下線では、12月以上にし、また、特定退職者について定義をしております。

また、中ほどにある下線では、特定退職者を同法第23条第2項に改正するものです。これは、特定退職者について、雇用保険法の第23条第2項に規定する特別受給資格者に相当するものと定義したことによる文言の整理でございます。

雇用保険法の第23条第2項に規定する特別受給資格者とは、倒産、解雇等による離職者を意味します。

次のページの新旧対照表をごらんください。左の欄の新しい規定の第3号にある下線では、12月以上に改正するものです。特別退職者にあつては、6月以上、この意味につきましては、職員の退職内容が組織の改編による廃職などで退職した場合には、雇用保険法でいう倒産や解雇などに該当するとして、6月以上を適用するものです。これらの改正は、平成19年10月1日から施行するものです。

次に、船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法の規定により、失業者の退職手当に相当する寄附の支給を受けることとなる者に対して、失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除するものです。

下の段の新旧対照表をごらんください。

右の欄の旧の規定の第17号において、下線にある船員保険法を削除するものです。この規定につきましては、平成22年4月1日から施行されるものでございます。

これらによります改正後の第10条の意味は、勤続年数が12月以上で退職した職員が、第1号に掲げる額、これは役場から支給される退職手当です、が第2号に規定する額、これは雇用保険法の失業給付相当額です、に満たないものが雇用保険法の基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給するものです。

以上が、条例改正の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程9、議案第57号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程9、議案第57号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、同日から施行されたことに伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

2枚目のページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

改正の内容といたしましては、本条例第5条第3項中「のうち2人まで」を削りまして、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他扶養親族については1人につき167円」を削るものでございます。

要は、2号から5号まであるわけでございますが、扶養親族のうち、例えば3人扶養親族がある場合、今まででありましたら、それぞれ2人までということだったんですけども、今後、この改正により、それぞれ200円を支給することとなるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日として、この条例は公布の日から施行し、この条例により改正後の岬町消防団員等公務災害条例の規定は、平成19年4月1日から適用することといたしております。

また、経過措置でございますが、改正後の第5条第3項の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じました損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるというものとすることと改めるものでございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

それでは、１時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 10 分 再開)

- 辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(「議長、動議」と田代議員呼ぶ)

- 辻下正純議長 田代議員。

- 田代 堯議員 動議を提出します。

議会の休憩の冒頭で申しわけないんですが、ただいまより動議を提出いたします。岬町都市公園条例の一部を改正する条例案に係る担当者説明の事実を求める件であります。このことについて、動議を提出するものであります。

- 辻下正純議長 動議の主旨説明願います。

- 田代 堯議員 主旨説明を申し上げます。

提案理由、平成 18 年 3 月定例会において可決された議案第 42 号、岬町都市公園条例の一部を改正する条例において、提出者の説明の中、都市公園法に引用文中において解釈の誤りがあったと考えられます。その内容は、弁護士のコメントをいただいておりますので、申し上げます。

都市公園「みさき公園」の見直しに対するコメントであります。都市公園法の改正について、第 16 条第 3 項中、当該賃貸契約は当該貸借契約の誤りであります。貸借契約であれば、賃貸借契約でなく、使用貸借契約も含まれます。地権者、南海電気鉄道株式会社から申し入れについて、昭和 36 年に締結した土地の貸借契約について見直したいとの申し出があったと記載されておりますが、土地の貸借契約は平成 8 年であって、昭和 36 年ではありません。昭和 36 年の契約では、公園用地は南海が取得代金等を立てかえ、負担して、町が土地を取得し(5 条)、その後の無償で町が南海に譲渡するということになっております。これは 6 条であります。そして、南海は、この土地を公園施設以外の目的に使用しないものとされております。8 条にございます。この契約は、簡単には、一方的な解除はできないものと考えられますので、上記 8 条の規定は双方を拘

束しております。この場合の土地の範囲は、別紙図面がついておりませんが、具体的にはわかりませんが、今回見直しの対象になっている部分が含まれるとすれば、上記 8 条の規定に違反する可能性があります。

申し入れに対する法務弁護士の解釈についてであります。平成 8 年の契約については、現時点で解除できると言い切れるかについては疑問があります。土地の所有者は賃貸契約を解除することができ、期限に定めがない契約は、民法 617 条の規定により、解約申し出から 1 年を経過すれば解約できると記載されていますが、まず、そもそもこの契約は賃貸契約ではなく、使用貸借契約であります。契約書の表題が、土地使用貸借契約になっていることも明らかであります。使用貸借契約では、期限の定めがあれば、その期間に満了するまで、期間の定めがなければ契約に定めた目的に従った使用収益が終わったときでないと、返還を求めることはできません。

本件で、期間の定めがあるかどうかですが、第 2 条によって、10 年の期間で更新したと考えることもできます。あるいは協議次第で、暗黙のうちに更新したと考えれば、期間の定めのない契約になったということもできます。しかし、いずれの場合も、現時点で一方的に契約を解除することはできません。なぜなら、10 年の期間で契約を更新したと考えれば、あと 2 年弱は期間が満了しませんし、期間の定めのない契約になったと考えると、公園としての使用収益が終わっていませんので、契約解除を主張して返還を求めることはできませんとコメントしておられます。

その事実を明らかにすることは、住民に対する責務と考えます。よって、事業委員会への付託と議事日程の追加の審議されることを求めるものであります。

以上であります。

○辻下正純議長 ただいま主旨説明が行われましたが、これに賛成されますか。

(「賛成」の声あり)

○辻下正純議長 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題として採決いたします。

田代堯君から提出された動議を日程に追加し、追加日程 20 として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○辻下正純議長 起立少数であります。よって、田代議員からの動議の件は否決されました。

○辻下正純議長 お諮りします。

日程１０、議案第５８号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」から、日程１１、議案第５９号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」までの２件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程１０、議案第５８号から日程１１、議案第５９号までの２件を一括議題とすることに決定しました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

- 石田町長 日程１０、議案第５８号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の川端祥介氏から、平成１９年５月３１日をもって委員の辞職申し出がありましたので、同氏の後任に江下勝子氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

江下勝子氏の経歴につきましては、議案書裏面もございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、日程１１、議案第５９号、同じく岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

岬町教育委員会委員 羽畑貫治氏は、平成１９年６月３０日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

羽畑貫治氏の経歴につきましても、議案書をご参照いただきたいと思います。

以上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第５８号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、議案第５８号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５８号は、これに同意することに決定しました。

これより、議案第５９号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、議案第５９号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５９号は、これに同意することに決定しました。

○辻下正純議長 お諮りします。

日程１２、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」から日程１３、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」、日程１４、諮問第３号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」、日程１５、諮問第４号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」までの４件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程１２、諮問第１号から日程１５、諮問第４号までの４件を一括議題とすることに決定しました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

- 石田町長 日程１２、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員 四至本郁子氏は、平成１９年１２月３１日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

四至本郁子氏の経歴につきましては議案書裏面にございますので、ご参照ください。

続きまして、日程１３、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件。

人権擁護委員 高木 勇氏は、平成１９年１２月３１日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

高木 勇氏の経歴も裏面にございますので、ご参照いただきたいと思います

続きまして、日程１４、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件。

人権擁護委員 高野秀美氏は、平成１９年１２月３１日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

裏面もご参照くださいませ。

続きまして、日程１５、諮問第４号、人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件。

人権擁護委員 小坂 巍氏は、平成１９年１２月３１日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として小畑信行氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

小畑氏の経歴につきましても裏面をごらんください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第1号は、これを適任とすることに決定しました。

これより、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第2号は、これを適任とすることに決定しました。

これより、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第3号は、これを適任とすることに決定しました。

これより、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推せんについて意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第4号は、これを適任とすることに決定しました。

- 辻下正純議長 日程１６、報告第１号「平成１８年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

総務部長、中口守可君。

- 中口総務部長 日程１６、報告第１号、平成１８年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものでございます。

繰越事業といたしましては、裏面を見ていただきますとともに、よろしくお願いします。

後期高齢者医療制度創設準備事業ほか２事業となっております。まず、後期高齢者医療制度創設準備事業といたしましては、翌年度繰越額１，６８０万円となっております。財源内訳といたしまして、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金３８３万１，０００円、一般財源１，２９６万９，０００円となっております。

次に、リサイクル施設整備費といたしましては、翌年度繰越額８９７万８，０００円となっております。財源といたしましては、一般財源となっております。

続いて、地域交流センター整備事業といたしましては、翌年度繰越額２，１００万円となっております。財源といたしましては、未収入特定財源といたしまして国庫支出金となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 辻下正純議長 総務部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成１８年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、報告が終わりました。

-
- 辻下正純議長 日程１７、報告第２号「平成１８年度岬町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

住民部長、白井保二君。

- 白井住民部長 日程１７、報告第２号、平成１８年度岬町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものでござ

います。

議案書の裏面をごらんください。

事業といたしましては、後期高齢者医療制度創設等準備事業であります。今回の医療費制度の改革に伴いまして、国民健康保険システムの改修の詳細の仕様の決定及びこれに関連いたしますシステムの連携、調整がおくれたことに伴い、繰り越したものでございます。翌年度繰越額につきましては735万円でございます。財源内訳といたしましては、既収入特定財源といたしまして、一般会計繰入金485万円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金250万円となっております。

以上が、平成18年度岬町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件の概要でございます。

○辻下正純議長 住民部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成18年度岬町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、報告が終わりました。

○辻下正純議長 日程18、報告第3号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程18、報告第3号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

裏面をご参照ください。

事業としましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業で、これは後期高齢者医療制度創設に連動して介護保険でも制度改正が必要となりましたが、改正に係るシステムの詳細仕様の決定及びそれに伴う関係システムとの連携、調整がおくれたことにより、繰り越しをしたものであります。翌年度繰越額として417万9,000円となっております。

財源内訳としましては、既収入特定財源として、一般会計繰入金 3 3 0 万 7 , 0 0 0 円、未収入特定財源としまして、国庫支出金が 8 7 万 2 , 0 0 0 円となっております。

以上が、平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）繰越明許費繰越計算書の報告の概要でございます。

○辻下正純議長 福祉部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）繰越明許費繰越計算書報告の件について、報告が終わりました。

○辻下正純議長 日程 1 9、報告第 4 「平成 1 8 年度岬町水道事業会計建設改良費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程 1 9、報告第 4 号、平成 1 8 年度岬町水道事業会計建設改良費繰越計算書報告の件について、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定によりまして、報告するものでございます。

裏面をごらんください。

事業名といたしましては、水道施設整備事業の予算計上額 6 , 3 9 7 万 8 , 0 0 0 円について、翌年度に同額の 6 , 3 9 7 万 8 , 0 0 0 円を繰り越したものでございます。

財源は、地方債 6 , 2 6 0 万円と、損益勘定留保資金 1 3 7 万 8 , 0 0 0 円でございます。

繰越理由といたしましては、府営水道の受水施設内の第一系統の受電施設は、老朽化により設備の能力低下が進み、送水に支障を来すおそれがあったため、そのため受電設備の取りかえ工事を行い、ポンプについてはオーバーホールする予定でございました。発注に際して、現場の最終確認を行ったところ、ポンプの老朽化が予想以上に進み、また、現在の稼働に対して、ポンプの容量が大きいことから、現在の稼働にあわせ新設した方が将来に向けて安全で安定的に水道を供給することができることと、稼働に見合った容量のポンプにすることで、電気料金の節約も図れることから、本工事では、配電盤に加え、ポンプの取りかえ工事を行うとしたものでございます。そのため、この調整に日数を要したため、繰り越しをすることとなりました。

以上です。

- 辻下正純議長 上下水道部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成18年度岬町水道事業会計建設改良費繰越計算書報告の件について、報告が終わりました。

-
- 辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員長さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いいたします。

次の会議は、6月22日午前10時から全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。

(午後1時40分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年6月5日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 中 原 晶

議 員 和 田 勝 弘